

要綱案の取りまとめに向けた補充的な検討(2)

(前注) 本部会資料では、特段の断りがない限り、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号。以下「令和4年改正法」という。）による改正後の民事訴訟法を指して、「民訴法」の用語を用いている。

第1 民事執行

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事執行の手續において裁判所（執行官を除く。以下1及び2において同じ。）に対して行う申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

〔注〕【P】

（説明）

本文は、中間試案の第1の1(1)の本文と同様である。

なお、執行官に対して行う申立て等については、後記第1の9参照。

また、中間試案の第1の1(1)の（注）のとおり、申立て等をインターネットを用いてする際の方法としては、システム上のフォーマット入力的方式を検討すべきとの考え方があり、今回は、この論点については取り上げていない。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

ア 委任を受けた代理人等

民事執行の手續において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手續においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

イ 管理人等【P】

（後注）【P】

(説明)

1 委任を受けた代理人等

第1の1(2)アは、中間試案の第1の1(2)アと同様である。

なお、民訴法第132条の11第1項第1号では、委任を受けた訴訟代理人のうち、同法第54条第1項ただし書の許可を得て訴訟代理人となったものを除いて、インターネットを利用して申立て等をするを義務付けている。これは、職務として、代理人となる者に限って義務付ける趣旨である。

他方で、民事執行のうち、裁判所への申立て等については、弁護士や一定の手続での司法書士は、民執法第13条第1項(あるいは、民訴法第54条第1項ただし書)の許可を得なくても、代理人となることができる。本文は、民訴法と同様の趣旨であるが、具体的には、委任を受けた代理人のうち、弁護士や一定の手続での司法書士に限って(民執法第13条第1項又は民訴法第54条第1項ただし書の許可を得て代理人となったものを除いて)、インターネットを利用して申立て等を義務付けるものとするが考えられる。

2 管理人等

中間試案の第1の1(2)イ記載の論点については、今回取り上げていない。中間試案の第1の1の(後注)の論点についても、同様である。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化【P】

(説明)

中間試案の第1の2記載の論点については、今回取り上げていない。

3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書並びに裁判所書記官が作成する調書及び配当表等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第1の3と同様である。

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

(1) 口頭弁論の期日

口頭弁論の期日について、民訴法第87条の2第1項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判

所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「ウェブ会議」という。）を当事者に利用させることができるものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第1の4(1)と同様である。

(2) 審尋の期日

- ① 審尋の期日について、民訴法第87条の2第2項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び音声の送受信により同時に通話をすることができる方法（以下「電話会議」という。）を当事者に利用させることができるものとする。
- ② 参考人等の審尋について、民訴法第187条第3項及び第4項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとするとともに、当事者双方に異議がないときは、電話会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第1の4(2)と同様である。

(3) 売却決定期日及び配当期日【P】

(4) 財産開示期日【P】

(後注) 【P】

5 売却及び配当【P】

(説明)

中間試案の第1の4(3)、(4)及び(後注)並びに5記載の論点については、今回取り上げていない。

6 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る民執行法第17条の規律を基本的に維持し、利害関係を有する者は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この6において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

(注1) 【P】

(注2) 【P】

(説明)

本文は、中間試案の第1の6と同様である。

なお、中間試案の第1の6（注1）及び（注2）記載の論点については、今回取り上げていない。

7 送達等

(1) 電磁的記録の送達

民事執行の手續における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(注) 【P】

(説明)

本文は、中間試案の第1の7(1)と同様である。

なお、中間試案の第1の7(1)の（注）のとおり、申立債権者や送達を受ける第三債務者の利益等に配慮しつつ、電子情報処理組織による送達の活用の在り方について検討すべきとの考え方があるが、今回は取り上げていない。運用の在り方については、改めて検討することが考えられる。

(2) 公示送達

民事執行の手續における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第1の7(2)と同様である。

(後注) 【P】

(説明)

中間試案の第1の7の(後注)記載の論点については、今回取り上げていない。

8 債務名義の正本の提出・執行文の付与

(1) 債務名義の正本提出に関する規律の見直し

債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合には、強制執行は、当該債務名義に係る電磁的記録自体に基づいて実施することとし、債務名義を証明する文書の提出は不要とするものとする。

(注) 本文に掲げるもののほか、民事執行の手續において裁判の正本を提出することとされている場合において、当該裁判に係る裁判書が電磁的記録により作成されたとき(強制執行を停止させる裁判が電磁的記録により作成された場合等)についても、本文の規律と同様に、当該裁判を証明する文書の提出を不要とするものとする。

(説明)

本文及び(注)は、中間試案の第1の8(1)と同様である。

ところで、本文及び(注)の考え方(正本等の提出の省略を可能とする考え方)を採用する際には、その具体的な在り方については、改めて検討する必要がある。

具体的には、正本等を省略するとしても、申立人がどの判決等(電磁的記録)を債務名義であると考えているのかは明らかにする必要があるし、そのことを、執行裁判所においても、認識する必要があると解される。そのため、正本等の提出を省略するとしても、申立人において、債務名義を特定する情報を提供することになると考えられる。

また、令和4年改正法による改正後の民執法第25条において、強制執行は、執行文の付された債務名義の正本(債務名義が裁判所のサーバに記録されているケースでは、記録事項証明書)に基づいて実施するとされているところ、本文の考え方(省略を可能とする考え方)を採用する際には、この規律を変更し、記録事項証明書の提出を認めないということも考えられる。もっとも、債務名義の正本の提出を不要とするという提案の趣旨からすれば、申立人が記録事項証明書を有しており、それを提出しようとしているときにこれを否定するまでの必要はなく、この規律を維持した上で、記録事項証明書の提出の省略を可能とする規定(上記のとおり債務名義を特定する情報を提供した場合には記録事項証明書を提出しなくてよいとするものなど)を置くことで足りると考えられる。

(2) 執行文に関する規律の見直し

ア 単純執行文【P】

イ 特殊執行文

現行法上、強制執行の実施に当たり特殊執行文が必要となるケースについては、債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合においても、現行法と同様に、特殊執行文の付与を必要とするものとする。

(説明)

中間試案の第1の8(2)アの論点については、今回は取り上げていない。
本文イは、中間試案の第1の8(2)イと同様である。

9 執行官と民事執行の手続のIT化

執行官が執行機関となる場合における民事執行の手続について、執行裁判所が執行機関となる場合におけるのと同様にIT化するものとする。

(注) いずれの民事執行の手続においても、執行官に対する申立て等については、執行裁判所に対する申立て等に関する規律(前記1及び2)と同様とするものとする。

(説明)

本文及び(注)は、中間試案の第1の9と同様である。

なお、執行官への申立て等につきインターネットを利用してしなければならないとする者の範囲(義務付ける者の範囲)について、第1の1(2)アの考え方をとるのであれば、これも、その範囲を職務として代理人となる者に限ることとなる。執行官への申立て等について、職務として(いわゆる業として)代理人となり得るのは、弁護士であるので、弁護士である代理人について義務付けることになると解される。

10 その他

(1) ITを活用した証拠調べ手続

システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第1の10(注1)と同様である。

(2) 費用額確定処分の申立ての期限

費用額確定処分の申立ての期限について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(説明)

中間試案の第1の10(注2)と同様である。

ところで、民訴法第42条第4項において、①同条第1項の規定により債務者が負担すべき執行費用で同条第2項の規定により取り立てられたもの以外のもの及び②同条第3項の規定により債権者が返還すべき金銭の額は、申立てにより、執行裁判所の裁判所書記官が定めることとされている。中間試案の考え方をとる場合には、これらの申立ての期限についても民事訴訟手続と同様の規律にすることが考えられる。その場合には、申立ての期限(10年)の起算日を定める必要があるが、例えば、①同条第1項の規定により債務者が負担すべき執行費用で同条第2項の規定により取り立てられたもの以外のものについては強制執行の手続の終了の日、②同条第3項の規定により債権者が返還すべき金銭については同項に規定する裁判又は判決が確定した日を起算日とすることが考えられる。

(3) その他【P】

(説明)

中間試案の第1の10には、(注3)及び(注4)があるが、今回は、取り上げていない。

第2 民事保全

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事保全の手続において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット(電子情報処理組織)を用いてすることができるものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第2の1(1)と同様である。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

民事保全の手続において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを

用いてしなければならないものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第2の1(2)と同様である。

なお、民事保全では、民訴法第54条が準用される(民保法第7条)のであり、本文は、民訴法と同様に、委任を受けた代理人のうち、準用される民訴法第54条第1項ただし書の許可を得て代理人となったものを除いて、インターネットを利用して申立て等を義務付けるものである。保全執行については、後記のとおりである。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化【P】

(説明)

中間試案の第2の2記載の論点については、今回取り上げていない。

3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第2の3と同様である。

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

(1) 口頭弁論の期日

口頭弁論の期日について、民訴法第87条の2第1項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議を当事者に利用させることができるものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第2の4(1)と同様である。

(2) 審尋の期日

① 審尋の期日について、民訴法第87条の2第2項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判

所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議を当事者に利用させることができるものとする。

- ② 参考人等の審尋について、民訴法第187条第3項及び第4項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとするとともに、当事者双方に異議がないときは、電話会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第2の4(2)と同様である。

(3) 仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日【P】

(4) 保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日【P】

(説明)

中間試案の第2の4(3)及び(4)記載の論点については、今回取り上げていない。

5 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体及び債権者以外の者の請求の時期に係る民保法第5条の規律を基本的に維持し、次のような規律を設けるものとする。

利害関係を有する者は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この5において「閲覧等」という。）の請求をすることができる。ただし、債権者以外の者にあつては、保全命令の申立てに関し口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は債務者に対する保全命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(注) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 利害関係を有する者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。

- ② 当事者（申立債権者及び債務者）は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(説明)

本文及び(注)は、中間試案の第2の5と同様である。

6 送達

(1) 電磁的記録の送達

民事保全の手續における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第2の6(1)と同様である。

(2) 公示送達

民事保全の手續における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第2の6(2)と同様である。

7 その他

(1) ITを活用した証拠調べ手續

システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手續について、民事訴訟手續と同様の規律を設けるものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第2の7の(注1)と同様である。

(2) 費用額確定処分の申立ての期限

費用額確定処分の申立ての期限について、民訴法第71条第2項を準用するものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第2の7の(注2)と同様である。

(3) 保全執行に関する手続

保全執行に関する手続については民事執行の手続と同様にIT化するものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第2の7(注3)と同様である。

なお、この規律によれば、保全執行におけるインターネット利用の義務付けは、民事執行と同様の規律になる。具体的には、裁判所への申立て等については委任を受けた代理人のうち民執法第13条第1項又は民訴法第54条第1項ただし書の許可を得て代理人となったものを除いた者に、執行官への申立て等については委任を受けた代理人である弁護士に、義務付けを行うことになる。

(4) 本案の訴えの提起又はその係属を証する書面の提出に関する規律の見直し

本案の訴えの提起又はその係属を証する書面(民保法第37条第1項)については、保全命令を発した裁判所において本案の訴えの提起又はその係属を裁判所のシステムを通じて確認することとして、起訴命令を発せられた債権者による提出を不要とするものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第2の7(注4)と同様である。

なお、本文の考え方(係属証明の提出の省略を可能とする考え方)を採用するとしても、保全命令の申立人(債権者)がどの訴えを本案であると考えているのかは明らかにする必要があるし、そのことを、裁判所においても、認識する必要があると解されるので、保全命令の申立人(債権者)は、裁判所に対し、自ら提起した本案の訴えを特定するための情報を提供することになると考えられる。

(5) その他【P】

(説明)

中間試案の第1の7には、(注5)及び(注6)があるが、今回は、取り上げていない。

第3 破産手続

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

破産手続等（破産法第2条第1項に規定する破産手続及び破産法第12章に規定する免責・復権に係る手続をいう。以下同じ。）において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(注) 【P】

(説明)

本文及び(注)は、中間試案の第3の1(1)と同様である。

また、中間試案の第3(1)の(注)のとおり、申立て等をインターネットを用いてする際の方法としては、システム上のフォーマット入力の方法を検討すべきとの考え方があり、今回は、この論点については取り上げていない。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

ア 委任を受けた代理人等

破産手続等において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等を行わなければならない委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

イ 破産管財人等

破産管財人等（破産管財人及び保全管理人をいう。以下同じ。）は、当該選任を受けた破産手続等において裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

(後注) 【P】

(説明)

1 本文アについて

本文アは、中間試案の第3の1(2)アと同様である。

なお、本文ア（中間試案の第3の1(2)ア）は、申立て等につきインターネットを利用してしなければならないとする者の範囲（義務付ける者の範囲）について、民訴法と同様に、

その範囲を職務として代理人となる者に限るとするものであるが、破産手続において、職務として(いわゆる業として)代理人となり得るのは、弁護士であるので、この考え方をとれば、弁護士である代理人についてインターネットの利用を義務付けることになる。

2 本文イについて

本文イは、中間試案の第3の1(2)イと同様である。

なお、破産管財人等にインターネットの利用を義務付けるとしても、その義務の意味合いをどのようなものとするか、その義務に違反した場合の効果が問題となる。この問題については、その義務は破産管財人等の職務上の義務であり、その義務違反は、当該申立て等の適法性に影響を与えるものではなく、裁判所による監督の対象となるものであり、破産管財人等を解任するかどうかの考慮要素になるものにすぎないとの整理もあり得る。もっとも、民事訴訟において、インターネットの利用が義務付けられる弁護士等の訴訟代理人がその義務に反した場合には、端的に、その申立て等が違法となると整理されており、破産管財人等についても、これと区別する理由はなく、義務違反の申立て等は違法になると整理するのが端的であるように思われる。

そのほか、破産管財人等と同様の役割を果たす破産管財人代理(同法第77条)及び保全管理人代理(同法第95条)についても、同様の規律を設けることが考えられる。

3 (後注) について

中間試案の第3の1(2)には、(後注)があるが、今回は、取り上げていない。

(3) 破産管財人と債権届出【P】

(説明)

中間試案の第3の1(3)記載の論点については、今回取り上げていない。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化【P】

(説明)

中間試案の第3の2記載の論点については、今回取り上げていない。

3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書並びに裁判所書記官が作成する調書及び破産債権者表等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第3の3と同様である。

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

(1) 口頭弁論の期日

口頭弁論の期日について、民訴法第87条の2第1項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議を当事者に利用させることができるものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第3の4(1)と同様である。

(2) 審尋の期日

① 審尋の期日について、民訴法第87条の2第2項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議を当事者に利用させることができるものとする。

② 参考人等の審尋について、民訴法第187条第3項及び第4項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとする。また、当事者双方に異議がないときは、電話会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第3の4(2)と同様である。

(3) 債権調査期日

① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、破産管財人、破産者又は届出をした破産債権者を債権調査期日の手続に関与させることができるものとする。

② ①の期日に出頭しないでウェブ会議により手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

(注) ウェブ会議を利用することを決定する際に、一定の者（例えば、破産者及び破産管

財人)の意見を聴かなければならないものとするとの規律は設けないものとする。

(説明)

本文及び(注)は、中間試案の第3の4(3)の内容と同様である。

(4) 債権者集会の期日

① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、破産管財人、破産者又は届出をした破産債権者を債権者集会の期日の手続に関与させることができるものとする。

② ①の期日に出頭しないでウェブ会議により手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

(注) ウェブ会議を利用することを決定する際に、一定の者(例えば、破産者、破産管財人及び破産債権者)の意見を聴かなければならないものとするとの規律は設けないものとする。

(説明)

本文及び(注)は、中間試案の第3の4の(4)と同様の内容である。

5 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る破産法第11条の規律を基本的に維持し、次のような規律を設けるものとする。

① 利害関係人は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写(ダウンロード)、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供(以下この5において「閲覧等」という。)の請求をすることができる。

② 破産法第11条第4項各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分又は裁判のいずれかがあるまでの間は、閲覧等の請求をすることができない。ただし、当該者が破産手続開始の申立人である場合は、この限りでない。

(注1) 【P】

(注2) 【P】

(注3) 【P】

(説明)

本文の内容は、中間試案の第3の5と同様である。

中間試案の第3の5には（注1）から（注3）までがあるが、今回は取り上げていない。

6 送達

（前注） 破産手続等では通知がされることがあるが、ここでは、送達は、通知の方法の一つであり、送達がされれば、通知がされたものと評価されることを前提としている。

（1）電磁的記録の送達

破産手続等における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

（説明）

本文は、中間試案の第3の6（1）と同様である。

（2）公示送達

破産手続等における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

（説明）

本文は、中間試案の第3の6（2）と同様である。

7 公告【P】

（説明）

中間試案の第3の7記載の論点については、今回取り上げていない。

8 その他

（1）ITを活用した証拠調べ手続

システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

（説明）

本文は、中間試案の第3の8の（注1）と同様である。

(2) 費用額確定処分の申立ての期限

費用額確定処分の申立ての期限について、民訴法第71条第2項の規定を準用するものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第3の8の(注2)と同様である。

(3) その他【P】

(説明)

中間試案の第3の8には、(注3)があるが、今回は、取り上げていない。

第4 民事再生、会社更生、特別清算及び外国倒産処理手続の承認援助の手続

再生手続(民事再生法)、更生手続(会社更生法)、特別清算の手続(会社法)及び承認援助手続(外国倒産処理手続の承認援助に関する法律)について、第3の破産手続等の各項目と同様の項目につき、これと同様にIT化するものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第4と同様である。なお、いずれにしても、破産手続等の項目のうち今回取り上げていない論点については、同様に、改めて検討する予定である。

第5 人事訴訟

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

人事訴訟に関する手続において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を適用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット(電子情報処理組織)を用いてすることができるものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第8の1(1)と同様である。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

人事訴訟に関する手続において、民訴法第132条の11の規定を適用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない

い委任を受けた訴訟代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第8の1(2)と同様である。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 民事訴訟のルール適用

裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、民訴法第132条の12及び第132条の13の規定を適用し、次のような規律を設けるものとする(書面等及び記録媒体については、事実の調査に係るものを含むものとする。)

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、人事訴訟に関する手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。
 - i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの
 - ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項
 - iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項の規定を適用し、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された訴訟記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該

部分を電子化された訴訟記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(説明)

本文及び(注)は、中間試案の第8の2(1)と同様である。

(2) 人訴法特有のルール（事実の調査に係る提出書面等の電子化の例外）【P】

(説明)

中間試案の第8の2(2)記載の論点は、今回取り上げていない。

3 裁判書等及び報告書の電子化

(1) 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、民訴法の規定を適用し、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第8の3(1)と同様である。

(2) 家庭裁判所調査官の報告書の電子化

家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果の書面による報告（人訴法第34条第3項参照）に代えて、最高裁判所規則で定めることにより、当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を提出する方法により報告を行うことができるものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第8の3(2)と同様である。

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

(1) 当事者の陳述を聴く審問期日【P】

(2) 参与員の立会い【P】

(説明)

中間試案の第8の4記載の論点は、今回取り上げていない。

5 和解調書等の送達

人事訴訟に関する手続について、民訴法第267条第2項を適用し、和解又は請求の放棄若しくは認諾を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

(注) 本文は、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

(説明)

本文及び(注)は、中間試案の第8の5と同様である。

6 電子化された訴訟記録の閲覧等

(1) 電子化された訴訟記録(事実調査部分を除く。)の閲覧等

電子化された訴訟記録(事実調査部分を除く。)の閲覧等に関し、民訴法第91条の2及び第91条の3の規定を適用し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 何人も、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電子化された訴訟記録の閲覧を請求することができる。
- ② 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電子化された訴訟記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、複写(ダウンロード)、訴訟記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は訴訟に関する事項を証明する文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供の請求をすることができる。

(注) 電子化された訴訟記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 何人も、裁判所設置端末を用いた閲覧を請求することができる。
- ② 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ③ 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(説明)

本文及び（注）は、中間試案の第8の6と同様である。

(2) 事実の調査に係る部分の閲覧等【P】

(説明)

中間試案の第8の6(2)記載の論点は、今回取り上げていない。

7 送達

(1) 電磁的記録の送達

人事訴訟に関する手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を適用するものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第8の7(1)と同様である。

(2) 公示送達

人事訴訟に関する手続における公示送達について、民訴法第111条の規定を適用するものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第8の7(2)と同様である。

8 その他

(1) ITを活用した証拠調べ手続

システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民訴法の規定を適用するものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第8の8の（注1）と同様である。

(2) 費用額確定処分の申立ての期限

費用額確定処分の申立ての期限について、民訴法第71条第2項を適用するものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第8の8の(注2)と同様である。

(3) その他【P】

(説明)

中間試案の第8の8には、(注3)があるが、今回は、取り上げていない。

第6 家事事件

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

家事事件の手續において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット(電子情報処理組織)を用いてすることができるものとする。

(注) 【P】

(説明)

本文は、中間試案の第9の1(1)と同様である。

なお、中間試案の第9の1(1)(注)記載の論点は、今回取り上げていない。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

ア 委任を受けた手續代理人等

家事事件の手續において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手續においてインターネットを用いて申立て等を行わなければならない委任を受けた手續代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

イ 家事事件の手續において裁判所から選任された者【P】

(説明)

本文アは、中間試案の第9の1(2)アと同様である。

なお、本文ア(中間試案の第9の1(2)ア)は、申立て等につきインターネットを利用してしなければならないとする者の範囲(義務付ける者の範囲)について、民訴法と同様とするものであるが、家事事件の手續では、家事法第22条の規定があるのであり、具体的には、委任

を受けた手続代理人のうち、同条ただし書の許可を得て手続代理人となったものを除いて、インターネットの利用を義務付けるものである。

また、中間試案の第9の1(2)イ記載の論点は、今回取り上げていない。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化【P】

(説明)

中間試案の第9の2記載の論点は、今回取り上げていない。

3 裁判書等及び報告書の電子化

(1) 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する審判書その他の裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第9の3(1)と同様である。

(2) 家庭裁判所調査官及び裁判所技官の報告書の電子化

家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果の書面による報告（家事法第58条第3項参照）に代えて、最高裁判所規則で定めることにより、当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を提出する方法により報告を行うことができるものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第9の3(2)と同様である。

なお、現行家事法は、裁判所技官による診断について、家庭裁判所調査官による事実の調査の規定を準用しており（家事法第60条第2項）、本文の規定を設ける場合には、裁判所技官による診断の結果の報告書についても、本文の規定を準用し、書面に代えて電磁的記録により作成することを認めることが考えられる。

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

(1) 当事者の期日参加等

ア 遠隔地要件の削除

(いわゆる遠隔地要件を削除し、) 裁判所は、相当と認めるときは、当

事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、家事事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うことができるものとする。

イ 当事者が立会権を有する審問期日【P】

(説明)

本文アは、中間試案の第9の4(1)アと同様である。

中間試案の第9の4(1)イ及びその(注)記載の論点は、今回取り上げていない。

(2) 参与員の立会い【P】

(3) 家庭裁判所調査官及び裁判所技官の期日参加等【P】

(説明)

中間試案の第9の4(2)及び(3)記載の論点は、今回取り上げていない。

5 当事者双方が受諾書を提出する方法による調停

当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方があらかじめ調停委員会（裁判官又は家事調停官のみで家事調停の手続を行う場合にあっては、その裁判官又は家事調停官）から調停が成立すべき日時を定めて提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、当事者間に合意が成立したものとみなすものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第9の5と同様である。

6 調停調書の送達又は送付【P】

(説明)

中間試案の第9の6記載の論点は、今回取り上げていない。

7 電子化された事件記録の閲覧等

(1) 原則

電子化された事件記録についても請求の主体及び裁判所の許可に係る家事

法第47条第1項及び第254条第1項の規律を基本的に維持し、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、電子化された事件記録について、裁判所の許可を得て、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この7において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

(注1) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(注2) 【P】

(注3) 【P】

(説明)

本文及び(注1)は、中間試案の第9の7(1)及びその(注1)と同様である。

中間試案の第9の7(1)(注2)及び(注3)記載の論点は、今回取り上げていない。

(2) 自己の提出した書面等及び裁判書等

- ① 当事者は、電子化された事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。
- ② 当事者は、電子審判書その他の電子裁判書については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。審判を受ける者が当該審判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。
- ③ 当事者は、事件に関する事項を証明した文書又は電磁的記録については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付又は提供の請求をすることができるものとする。審判を受ける者が当該審判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。
- ④ 当事者は、調停における合意を記載した調書及び調停が終了した際の調書については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注1) 当事者は、電子化されていない事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注2) 【P】

(説明)

本文及び(注1)は、中間試案の第9の7(2)及びその(注1)と同様である。

中間試案の第9の7(2)の(注2)記載の論点は、今回取り上げていない。

8 送達等

(前注) 家事事件の手続では、送付、相当な方法による告知又は通知がされることがあるが、送達はここでいう送付、相当な方法による告知及び通知の方法の一つであり、送達があれば、送付、相当な方法による告知及び通知がされたものと評価されることを前提としている。

(1) 電磁的記録の送達

家事事件の手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第9の8(1)と同様である。

(2) 公示送達

家事事件の手続における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第9の8(2)と同様である。

(後注1) 家事事件の手続において裁判所が行う公告について、最高裁判所規則で認められている裁判所の掲示場への掲示に代えて、裁判所設置端末で閲覧することができるようにする措置をとることができるものとする。

(後注2) 【P】

(説明)

(後注1)は、中間試案の第9の8の(後注1)と同様である。
中間試案の第9の8の(後注2)記載の論点は、今回取り上げていない。

9 その他

(1) ITを活用した証拠調べ手続

システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第9の9の(注1)と同様である。

(2) 費用額確定処分の申立ての期限及び申立て手数料の納付がない場合の規律

費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまました即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとの規律を設けるものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第9の9の(注2)と同様である。

(3) その他【P】

(説明)

中間試案の第9の9の(注3)は、今回取り上げておらず、パブリック・コメントの手続を踏まえて検討することが考えられる。なお、現行の家事法には、調停において合意した内容を記載した調停調書の更正については規定があるが(家事法第269条)、それ以外の調書一般に誤りがあった場合の更正に関する明文の規定は置かれていない。民事訴訟手続においては、令和4年改正法により、調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立により又は職権で、いつでも更正することができるとの規律が設けられており(民訴法第160条の2。なお、和解調書については、現行の家事法における調停調書と同様、裁判所の更正決定によることとされた(同法第267条の2。))、家事事件

の手續における調書一般についても、同様の規律を設けることとすることが考えられる。

第7 子の返還申立事件の手續（ハーグ条約実施法）

子の返還申立事件の手續（ハーグ条約実施法）について、第6の家事事件に関する検討を踏まえ、基本的に、これと同様にIT化するものとする。

（説明）

本文は、中間試案の第10と同様である。